

防府市指定特定相談支援事業者等指導監査実施要綱

平成29年11月30日制定

(目的)

第1条 この要綱は、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）に対して実施する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第10条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第57条の3の2に定める指導並びに障害者総合支援法第51条の27第2項及び児童福祉法第24条の34に定める監査について基本的事項を定めることにより、指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の質の確保及び適正化を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導及び監査は、次に掲げる基本方針に基づき実施するものとする。

- (1) 厚生労働省が定める「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」及び「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」を踏まえ、これまでの指導及び監査結果等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施すること。
- (2) 事実の認定、適否の判断、意見の表明等に際しては、関係法令等に基づき、公正不偏かつ指導・援助的な姿勢をもって臨み、関係者の理解のもとに積極的な協力が得られるよう配慮すること。
- (3) 形式的・表面的な現象の指摘にとどまらず、問題点を的確に把握し、その要因の解明と適正な是正・改善の方策について具体的に明示し、対象となる事業者の理解を得ながら運営水準の向上を図ること。
- (4) 安定的・継続的に良質のサービスが提供できるように、利用者の視点に立ったサービスや事業経営の透明性を確保する観点から実施すること。

(指導方針)

第3条 指導の方針は、事業者に対して、関係法令等に対する適合状況等について明らかにし、事業の質の確保及び事業に係る費用の請求等に関する事項について周知を図ることとする。

(指導の形態)

第4条 指導は実地指導とし、指導の対象となる事業者の事業所において行う。

(指導対象の選定)

第5条 指導は、障害者総合支援法第51条の17第1項第1号又は児童福祉法第24条の26第1項第1号に定める全ての事業者を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次の各号の基準に基づいて対象の選定を行う。

- (1) 前年度及び前々年度において実地指導を行っていない事業者
- (2) 前年度において第8条に定める監査の対象となった事業者
- (3) その他特に実地指導が必要と認められる事業者

(指導の実施方法等)

第6条 指導の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 事前通知 指導の対象となる事業者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、実地指導を実施する日の1か月前までに当該事業者に通知する。
 - ア 実地指導の根拠規定
 - イ 実地指導の日時及び場所
 - ウ 指導担当者
 - エ 準備すべき書類等
- (2) 自主点検表の提出 指導の対象となる事業者は、関係法令等に基づき自主点検を行い、実地指導を実施する日の2週間前までに、別に定める自主点検表を市長へ提出する。
- (3) 実施方法 指導は、厚生労働省が定める「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。
- (4) 指導結果の通知 市長は、実地指導を実施した日から1か月以内に、是正又は改善を要すると認められた事項及び事業に係る費用について過誤による調整を要すると認められた事項等の実地指導の結果を、事業者に対して通知する。

(5) 改善報告書の提出 実地指導の結果、関係法令又は通知等に対する違反（軽微なものを除く。）が認められた場合は、当該事業者に対して、改善報告書（別記第1号様式）の提出を求める。

(6) 自主返還措置 前号において、事業に係る費用について、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行うものとする。

(7) 各関係機関への報告 指導実施後は、山口県及び各関係機関に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報提供を行うとともに、利用者保護の必要がある場合は開示を行う。

（実地指導中の措置）

第7条 実地指導中に以下の各号に該当する状況を確認したときは、実地指導を中止し、直ちに第8条に定める監査を行うことができる。なお、この場合、監査の根拠規定等について、事業者に口頭で説明するものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 事業に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

（監査方針）

第8条 監査の方針は、事業の内容等が、障害者総合支援法第51条の28第2項各号及び第51条の29第2項各号並びに児童福祉法第24条の35第1項各号及び第24条の36各号に定める「勧告、命令等」及び「指定の取消し等」の行政上の措置を行うべきものであると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることとする。

（監査対象の選定）

第9条 監査は次の各号に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 市等へ寄せられる苦情

- ウ 事業に係る費用の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (2) 実地指導において確認した情報 実地指導の結果、事業者について確認した指定基準違反等
- (監査の実施方法等)

第10条 監査の実施方法等は次の各号のとおりとする。

- (1) 事前通知 監査の対象となる事業者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該事業者に通知する。ただし、第7条に該当する場合は、この限りでない。
- ア 監査の根拠規定
 - イ 監査の日時及び場所
 - ウ 監査担当者
 - エ 準備すべき書類等
- (2) 実施方法 監査は、厚生労働省が定める「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に基づき、事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は担当職員に対して質問させ、若しくは当該事業者の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。
- (監査後の措置)

第11条 監査後の措置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 監査結果の通知 監査の結果、同項第3号に定める勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行う。
- (2) 改善報告書の提出 市長は、事業者に対して、文書で通知した事項について、改善報告書（別記第1号様式）の提出を求める。
- (3) 行政上の措置 市長は、事業者指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第51条の28第2項及び児童福祉法第24条の35第1項に定める「勧告、命令等」並びに障害者総合支援法第51条の29第2項及び児童福祉法第24条の36に定める「指定の取消し等」の規定に基づき次に掲げる行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告 事業者が障害者総合支援法第51条の28第2項各号及び児童福祉法第24条の35第1項各号に定める指定基準違反等が確認された場合、事業者に対し、期限を定めて、文書により障害者総合支援法第51条の24第1項及び第2項並びに児童福祉法第24条の31第1項及び第2項に定める基準を遵守すべきこと又は障害者総合支援法第51条の24第3項及び児童福祉法第24条の31第3項に定める便宜の提供を適正に行うことを勧告することができる。

なお、事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、勧告を受けた場合において、事業者は、期限内に改善報告書（別記第1号様式）により報告を行うものとする。

イ 命令 事業者が正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

また、命令を受けた場合において、事業者は、期限内に改善報告書（別記第1号様式）により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消し等 指定基準違反等の内容が障害者総合支援法第51条の29第2項各号及び児童福祉法第24条の36各号に該当する場合においては、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(4) 聴聞、弁明の機会の付与 監査の結果、当該事業者が同項第3号に定める命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(5) 経済上の措置 監査の結果、当該事業者が偽りその他不正の行為により事業に係る費用の支給を受けたと認められる場合は、障害者総合支援

法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該事業者に対して、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

第1号様式（第6条、第11条関係）

改善報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

事業者 所在地

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付け防障第 号で通知のありました事項について、
以下のとおり改善しましたので、報告します。

改善を要する事項	改善内容	
	改善の状況	添付資料

記入要領

- 1 「改善の状況」欄には、文書により指摘された事項に対する改善状況を記入すること。
- 2 「添付資料」欄には、改善の状況が明らかになる書類の名称を記入し、その書類の写し等を添付すること。